（仮称）自治基本条例の制定に向けて

区民の皆さん・区議会・区（行政）が一体となって条例を検討しています

自治基本条例は、新宿区の地域特性を踏まえ、区における自治の基本理念や基本原則を明らかにするものです。「新宿区」という単位で物事を考え、決める場合に、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくかなどを定める「自治の基本ルール」です。

昨年2月から、区民・区議会・区（行政）の三者の代表で構成する「（仮称）新宿区自治基本条例検討連絡会議（検討連絡会議・左図）」を設置し、条例の検討を進めています。

今回は、これまでの検討内容と中間報告会の開催についてお知らせします。

【問合せ】企画政策課（本庁舎3階）☎（5273）3502、区議会事務局議事係（本庁舎5階）☎（5273）4026へ。

検討連絡会議の構成

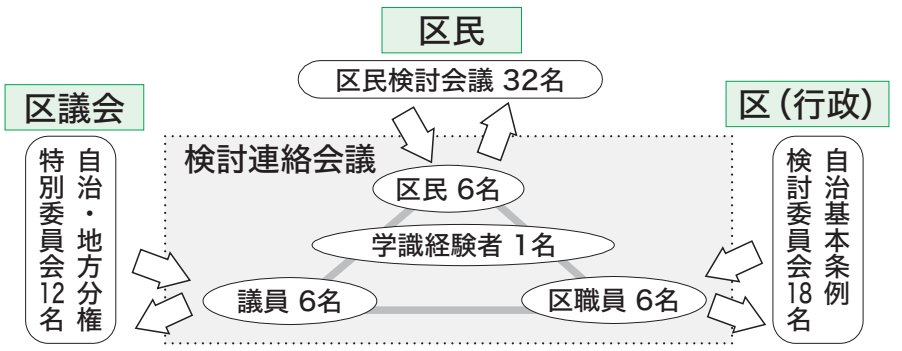

（仮称）自治基本条例制定の流れ

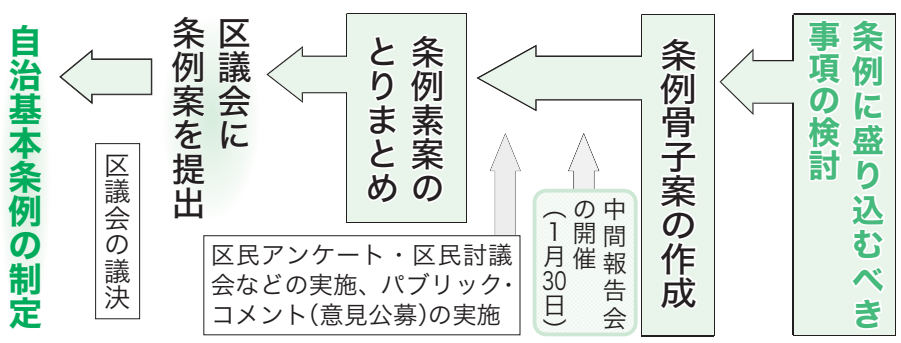

検討連絡会議での検討内容

検討連絡会議では、条例にどのような内容を盛り込むのか、区民・区議会・区がそれぞれの案を持ち寄り、検討しています。

これまで、「条例の基本的考え方（総則）」「区民の権利と責務」の一部の事項について合意しました。今後も取り組み状況は、随時、「広報しんじゅく」などでお知らせします。

◆条例の基本的考え方（総則）

- 条例の目的、用語の定義、基本理念・基本原則…合意に向け検討中
- 条例の位置付け…この条例を他の条例に対して最高規範と位置付けることを盛り込む

◆区民の権利と責務

- 区民の権利…「区政に関する情報を知り、共有する権利」「公共サービスを受ける権利」「区政に参加する権利」の3つの権利を盛り込む
- 区民の責務…「互いの自由と人格を尊重し合い、良好な地域社会の創出に努める」との主旨を、区民の責務として盛り込む

※12月22日現在で合意した事項です。

中間報告会を開催

これまでの取り組みを紹介し、区民の皆さんと意見を交換します。

【日時】1月30日㈯午後1時30分～4時

【内容】▼講演「自治基本条例制定の意義」「他自治体における自治基本条例の取り組み状況と新宿区の特徴」（辻山幸宣／検討連絡会議座長・地方自治総合研究所所長）、▼これまでの検討経過と今後のスケジュールの報告ほか

【会場・申込み】当日直接、新宿コズミックセンター（大久保3―1―2）へ。先着150名。

【問合せ】企画政策課（本庁舎3階）☎（5273）3502へ。

国際ワークショップ　新都心における多文化共生と震災対策

工学院大学では、文部科学省の「平成20年度新規学習ニーズ対応プログラム」の助成を受け、21年7月～11月に「新都心の地域減災セミナー」を開講しました。12月には、成果報告会として「新都心の地域減災シンポジウム」を開催し、新宿駅周辺の減災対策について、さまざまな視点から議論しました。

今回のワークショップでは、外国からも多くの方が観光や労働のために訪れている新宿で、いつ発生してもおかしくない首都直下地震に備えて「震災と多文化共生」をテーマに現状を考えます。そして、区民や事業者のほか観光客にとっても「安全・安心な多文化共生都市・新宿」の実現に向け、参加者も交えて意見を交換しながら、今後の方向性を探ります。

【日時】1月30日㈯午後1時～5時（0時開場）

【会場】工学院大学新宿キャンパス（西新宿1―24―2）

【費用】無料

【主催・申込み】電話か電子メール（記載例（2面参照）のとおり記入）で工学院大学事業部BCP事務局☎（3340）1613（月～金曜日午前9時～午後5時）・EM bcp_jigyou@sc.kogakuin.ac.jp へ。

【共催・問合せ】区危機管理課危機管理係（本庁舎4階）☎（5273）4592へ。

ご確認ください　所得税・住民税の申告のときに

平成21年中にお支払いいただいた「社会保険料額」の確認について

「国民健康保険料」「後期高齢者医療保険料」「介護保険料」は、お支払いいただいた全額が住民税や所得税の社会保険料控除の対象となります。

お支払いいただいた額は、次の方法でご確認いただけます。

※平成21年中にお支払い方法が変わった方は、それぞれの支払額の合計金額になります。

●年金からの引き落し（天引き）で支払った方

日本年金機構等から1月中にお送りした「公的年金等の源泉徴収票」に、21年中にお支払いいただいた社会保険料の金額が記載されています。この金額は、21年中に年金から引き落とされた国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の金額です。

●納付書で支払った方

納付書（領収証書）で確認してください。

●口座振替で支払った方

預（貯）金通帳や、区から12月または1月にお送りした「預金口座振替払込済通知書」でご確認ください。

【問合せ】▶国民健康保険料…**医療保険年金課国保収納係**（本庁舎4階）☎（5273）4158、▶後期高齢者医療保険料…**高齢者医療担当課高齢者医療係**（本庁舎4階）☎(5273)4562、▶介護保険料…**介護保険課資格係**（本庁舎2階）☎（5273）4273へ。

国民年金保険料の控除の申告には社会保険料控除証明書が必要です

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です。控除の申請には、お支払いいただいた保険料額を証明する書類の添付が必要です。

21年1月～9月にお支払いいただいた国民年金保険料額を証明した「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、11月上旬に社会保険庁（22年1月からは「日本年金機構」）からお送りしました。確定申告の際には、この証明書と10月1日以降にお支払いいただいた保険料の領収証書を添付してください。

また、21年10月1日～12月31日に、21年中で初めての国民年金保険料をお支払いいただいた方には、2月上旬に「控除証明書」をお送りします。

【問合せ】**日本年金機構控除証明書専用ダイヤル**☎0570（070）117へ。ＩＰ電話等からは☎03（6700）1130へ。

高齢者の方のおむつ代を医療費控除で確定申告するときは

介護保険で「要介護」と認定されている方のおむつ代を医療費控除の対象として確定申告する場合、最初に申告する年は、おむつ代の領収書に添付する医師発行の「おむつ使用証明書」が必要です。2年目からは、区が発行する「主治医意見書の内容確認書」で代用できます。

次の要件をすべて満たす方に、確認書を発行します。詳しくは、お問い合わせください。

▶①おむつ代を医療費控除の対象とする確定申告が2年目以降（平成20年分確定申告でおむつ代を医療費控除として申告した方）

▶②21年中に購入したおむつ代を医療費控除で確定申告する

▶③20年または21年中に介護保険の「要介護」認定を受けている

▶④20年または21年中に記載された主治医意見書で、「寝たきり状態で尿失禁をする可能性がある」ことが確認できる

【発行窓口・問合せ】**介護保険課認定第一係**（本庁舎2階）☎（5273）3643へ。

寝たきりの高齢者の方等へ

障害者控除が適用されます

65歳以上で、6か月以上寝たきりの方や認知症で日常生活に支障のある方は、「障害者手帳の交付を受けた方」と同様の資格があるものとして認定が受けられます（認定には基準があります）。

納税者本人または被扶養者の方が認定を受けると、所得税・住民税（特別区民税・都民税）の障害者控除が適用されます。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】**高齢者サービス課高齢者相談係**（本庁舎2階）☎（5273）4593へ。

R70 PRINTED WITH SOY INK　古紙配合率70%白色度75%再生紙、大豆油インキを使用しています。

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。